**介護保険に関するマイナンバーが必要な申請について**

●平成２８年１月から、マイナンバー（個人番号）が利用開始されました。

介護保険に関する各種申請・届出書の一部についても、マイナンバー（個人番号）

の記載欄が追加となり、手続き時に確認書類が必要となりました。

●マイナンバー（個人番号）が必要な申請手続き（主なもの）

・介護保険要介護（支援）認定申請

・介護保険被保険者証再交付申請

・介護保険高額介護サービス費支給申請

・介護保険負担限度額認定申請

・居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書

・介護保険福祉用具購入費支給申請

・介護保険住宅改修費支給申請

・軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認届出書

●マイナンバー（個人番号）の記載について

・マイナンバー（個人番号）の記載欄がある場合、原則として記載していただきますが、記載いただかない場合でも、有効な申請・届出として取り扱います。

●本人確認書類について

・マイナンバー（個人番号）の記載の有無により、必要な本人確認書類が次のとおり異なります

**１．マイナンバー（個人番号）記載有りの場合**

・マイナンバー（個人番号）制度に基づく本人確認書類の提示が必要となります。

「マイナンバー（個人番号）の記載有りの場合に必要な本人確認書類」を確認

　ください。

※この場合、従来は本人確認書類の提示が不要であった申請・届出も新たに提示

が必要となりますので、ご注意ください・

※本人確認書類が不足している場合でも、下記の②マイナンバー（個人番号）記載無しの場合とみなすことにより、有効な申請・届出として取り扱います。

**２．マイナンバー（個人番号）記載無しの場合**

・マイナンバー（個人番号）記載無しの場合に必要な本人確認書類につきましては、従来と変更ありません。

**マイナンバー（個人番号）記載有りの場合に必要な本人確認書類**

**１．本人（被保険者）が手続きする場合**

・下記の身元確認書類をご提示ください。

●１点のみの提示で良いもの（主なもの）

・マイナンバーカード（個人番号カード）　・運転免許証　・パスポート

・官公署が発行発給した書類で写真表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載

　されたもの

【確認項目】①写真　②氏名　③生年月日又は住所

●２点の提示が必要なもの（主なもの）

・健康保険証　・介護保険被保険者証　・介護保険負担割合証

・介護保険限度額認定証　・国民年金手帳

【確認項目】①氏名　②生年月日又は住所

**２．本人以外が手続きする場合（代理）**

次の（１）（２）の２点両方が必要となります。

（１）代理人の身元確認書類

・代理人自身のもので、本人（被保険者）が手続きする場合と同様の書類を提示

・代理人が介護支援専門員の場合は、介護支援専門員証も有効です。

（２）代理権の確認のために必要な書類

　①法定代理人（成年後見人等）・・・登記事項証明書などその資格を証明する書類

　②任意代理人（法定代理人以外　配偶者や子など）・・・委任状

　※委任状が難しい場合は、本人（被保険者）の介護保険被保険者証・医療保険

被保険者証等の身元確認書類（原本）１点でも構いません。

＜代行申請について＞

※介護保険要介護（支援）認定・更新・区分変更申請において、居宅介護支援

事業者等が提出の代行を行う場合は、介護保険法で被保険者に代わって行う

ことができることが定められているため、代理権の確認のための必要な書類（委任状）は必要ありません。